

金融持株会社に係る検査マニュアル 新旧対照表

改定前	改定後
<p>グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>	<p>グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>
<p>I. 銀行持株会社の経営陣による自己資本管理態勢の整備・確立状況</p>	<p>I. 銀行持株会社の経営陣による自己資本管理態勢の整備・確立状況</p>
<p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 内部規程・組織体制の整備</p> <p>(1) 内部規程の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② 【自己資本充実度の評価における自己資本の定義】 取締役会等は、グループの自己資本充実度の評価において、評価の基準となる自己資本の定義を明確に定めているか。自己資本が潜在損失への備えであることを踏まえ、自己資本充実度の評価に用いる自己資本の定義と、グループの経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性を確保しているか。また、自己資本充実度を評価するための自己資本と、自己資本比率規制上の自己資本、<u>基本的項目 (Tier I)、補完的項目 (Tier II)、又は株主資本等との関係に照らし、定義の決定根拠を明確にしているか。</u></p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>II. (略)</p>	<p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 内部規程・組織体制の整備</p> <p>(1) 内部規程の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② 【自己資本充実度の評価における自己資本の定義】 取締役会等は、グループの自己資本充実度の評価において、評価の基準となる自己資本の定義を明確に定めているか。自己資本が潜在損失への備えであることを踏まえ、自己資本充実度の評価に用いる自己資本の定義と、グループの経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性を確保しているか。また、自己資本充実度を評価するための自己資本と、自己資本比率規制上の自己資本等との関係に照らし、定義の決定根拠を明確にしているか。</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>II. (略)</p>

改定前	改定後
<p>Ⅲ. 個別の問題</p> <p>①～② (略)</p> <p>③【自己資本の額】</p> <p>(i) 国際統一基準適用金融機関</p> <p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>ホ. 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「普通株式」は、告示第5条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。 ・ 「特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額」は、告示第6条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。 ・ 「その他Tier 1 資本調達手段」は、告示第6条第4項に掲げる要件の全てを満たしているか。 ・ 「特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額」は、告示第7条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。 ・ 「Tier 2 資本調達手段」は、告示第7条第4項に掲げる要件の全てを満たしているか。 ・ 純資産の部に計上される税効果相当額(＝繰延税金資産見合い額)は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号)等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。 ・ <u>退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)及び「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に基づき、適切に負債の部(前払年金費用となる場合は資産の部)に計上されているか。</u> ・ 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式、その他Tier 1 資本調達手段及びTier 2 資本調達手段の額は、適切に調整項目に算入されて 	<p>Ⅲ. 個別の問題</p> <p>①～② (略)</p> <p>③【自己資本の額】</p> <p>(i) 国際統一基準適用金融機関</p> <p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>ホ. 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「普通株式」は、告示第5条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。 ・ 「特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額」は、告示第6条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。 ・ 「その他Tier 1 資本調達手段」は、告示第6条第4項に掲げる要件の全てを満たしているか。 ・ 「特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額」は、告示第7条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。 ・ 「Tier 2 資本調達手段」は、告示第7条第4項に掲げる要件の全てを満たしているか。 ・ 純資産の部に計上される税効果相当額(＝繰延税金資産見合い額)は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号)等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。 ・ <u>退職給付に係る負債は、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に基づき、適切に負債の部(退職給付に係る資産となる場合は資産の部)に計上されているか。</u> ・ 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式、その他Tier 1 資本調達手段及びTier 2 資本調達手段の額は、適切に調整項目に算入されて

改定前	改定後
<p>いるか。</p> <p>(ii) 国内基準適用金融機関</p> <p>イ. <u>自己資本の基本的項目の額は、告示第17条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ロ. <u>自己資本の補完的項目の額は、告示第18条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ハ. <u>自己資本の準補完的項目の額は、告示第19条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ニ. <u>自己資本の控除項目の額は、告示第20条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ホ. 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「ステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等」については、告示第17条第2項により、自己資本として適格なものであるか。</u> ・ <u>「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」については、告示第17条第3項から第5項までにより、自己資本として適格なものであるか。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 純資産の部に計上される税効果相当額(＝繰延税金資産見合い額)は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号)等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。<u>なお、繰延税金資産の基本的項目への算入については、告示第17条第6項に留意する。</u> ・ <u>退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)及び「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士</u> 	<p>いるか。</p> <p>(ii) 国内基準適用金融機関</p> <p>イ. <u>コア資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第17条の定めに従って算出されているか。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>ロ. <u>調整後少数株主持分の額及び調整項目の額は、告示第18条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ハ. 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「普通株式」は、告示第17条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。</u> ・ <u>「強制転換条項付優先株式」は、告示第17条第4項に掲げる要件の全てを満たしているか。</u> (削除) <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 純資産の部に計上される税効果相当額(＝繰延税金資産見合い額)は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号)等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。 ・ <u>退職給付に係る負債は、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適</u>

改定前	改定後
<p>協会会計制度委員会報告第13号)に基づき、適切に負債の部(前払年金費用となる場合は資産の部)に計上されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等は、告示第18条により、自己資本として適格なものであるか。 「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額」は、適切に控除項目に算入されているか。 <p>④ 【信用リスク・アセットの額】</p> <p>(i) ~ (iii) (略)</p> <p>(iv) 国際統一基準適用金融機関にあっては、信用リスク削減の枠組みにおいて、規制裁定行為が行われていないか。例えば、信用保証に係るプレミアムや手数料の支払い及びその他の直接・間接に支払われる費用が、移転される信用リスク量と比較して著しく高い取引により、実質的なリスク移転を伴わないまま、短期的に望ましい所要自己資本計算上の取扱いを享受する一方で、長期間に亘り損失を先送りしていないか。</p> <p>⑤ 【マーケット・リスク相当額の合計額】</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 告示第250条により内部モデル方式を用いている場合は、金融検査マニュアル「市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト III. 4. 市場リスク計測手法」の各項目に着目する。</p> <p>⑥~⑦ (略)</p>	<p>用指針第25号)に基づき、適切に負債の部(退職給付に係る資産となる場合は資産の部)に計上されているか。</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額」は、適切に調整項目に算入されているか。 <p>④ 【信用リスク・アセットの額】</p> <p>(i) ~ (iii) (略)</p> <p>(iv) 信用リスク削減の枠組みにおいて、規制裁定行為が行われていないか。例えば、信用保証に係るプレミアムや手数料の支払い及びその他の直接・間接に支払われる費用が、移転される信用リスク量と比較して著しく高い取引により、実質的なリスク移転を伴わないまま、短期的に望ましい所要自己資本計算上の取扱いを享受する一方で、長期間に亘り損失を先送りしていないか。</p> <p>⑤ 【マーケット・リスク相当額の合計額】</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 告示第1条第12号の2で定義する内部モデル方式採用行に該当する場合は、金融検査マニュアル「市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト III. 4. 市場リスク計測手法」の各項目に着目する。</p> <p>⑥~⑦ (略)</p>